

2023年5月13日

会員各位

一般社団法人兵庫県社会福祉士会
会長 岡本 和久

新型コロナウイルス感染症を踏まえた2023年度の活動方針について (8)

兵庫県社会福祉士会（以下、「本会」という）は、2022年7月22日に「新型コロナウイルス感染防止策を踏まえた2022年度の活動方針について (7)」を発出し、活動方針を示した。

その後、第7波、第8波の感染拡大と減少を繰り返す中、政府は、2023年4月27日に、新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけを2023年5月8日以降、2類相当から季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行することを正式に決定、これまでの感染対策は大きな転換点を迎えることになった。

兵庫県における今後の感染対策は、兵庫県が判断する感染小康期（平時）と感染流行期の2段階のフェーズに見直しされ、基本的な感染対策は個人や事業者任せられることになった。

これらの状況を踏まえ、本会では感染小康期（平時）における活動方針について、以下のとおりとする。なお、兵庫県において感染流行期と判断された場合は、感染防止を優先とする対応を改めて示すこととする。

◎基本的な考え方

本会は毎年多くの研修等を社会福祉士等へ提供している。このような状況下においても、専門職としての必要な「学び」を止めないことを基本とする。

今後は、基本的な感染予防策を継続しつつ、兵庫県が判断する感染小康期（平時）と感染流行期の2段階のフェーズにあわせて、活動を行う。

基本的な感染予防策とは、マスクの推奨、手指消毒、検温、換気などの対策とする。

(1) 本会が開催する研修・会議・イベントについて

基本的な感染予防策を講じた上で、集合研修や集合形式による会合等を行うことができる。また、オンラインの活用については、引き続き、積極的に活用していく。

なお、本会が主催する会食等は、基本的な感染予防策を講じた上で、行うことができる。

(2) 理事会および理事委員長会議について

集合による会議を原則とする。必要に応じて、オンライン会議にて開催する。

(3) 各委員会、地区ブロック等の会議について

オンライン会議を推奨する。集合形式による会合等を行う場合は、基本的な感染予防策を講じた上で、開催を可能とする。

(4) 受託事業について

各種の受託事業については、遅滞が生じないように、受託事業を適正に遂行する。

研修等はオンライン研修を推奨するが、委託元と十分に協議の上、基本的な感染対策を講じた上で、集合研修を行うことができる。

(5) 事務局勤務体制について

在宅勤務を原則なしとする。なお、個別の事情がある場合には、事務局長等の判断により、在宅勤務を認めることができる。

(6) 情報提供について

県民や会員等から福祉現場の状況や相談について、総合相談センター「ここねっと兵庫」及び本会ホームページ、メーリングリスト等から情報提供を募り、必要な支援や広報について理事会において検討を行う。

(7) 今後の対応について

その他、感染状況等を把握し、本活動方針を適宜見直すとともに、必要な対応については、すみやかに理事会で協議・決定する。